

市税に関する改正の概要

地方税法の改正により、地方税制度の一部が改正されました。市税に関する主な改正内容は次のとおりです。

●軽自動車税（軽自動車税の内容はP.49から掲載）

《環境性能割の税率区分の見直し》

新型コロナウイルス感染症等を背景とした半導体不足等の状況を踏まえ、異例の措置として、現行の区分を令和5年12月末まで据え置くことになりました。

また、2035年電動車100%（乗用車新車販売）とする政府目標と整合させ、電動車の一層の普及促進を図る観点から、各税率区分における燃費基準達成度を3年間で段階的に引き上げることになりました。

【軽自動車税の環境性能割の区分の見直し】（自家用乗用車）

〔現行〕（令和3、4年度）

税率	対象車
非課税	電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車
	2030年度燃費基準 75%達成～
1%	60%達成～
2%	上記以外 又は 2020年度燃費基準未達成



〔改正後〕（令和5～7年度）※令和5年12月末まで現行区分を据置き

税率	対象車	
	（令和6年1月～）	（令和7年4月～）
非課税	電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車	
	2030年度燃費基準 80%達成～	2030年度燃費基準 80%達成～
1%	70%達成～	75%達成～
2%	上記以外 又は 2020年度燃費基準未達成	

注 現行・改正後のいずれも、上記に加え、一定の排ガス性能を要求

※ 営業用乗用車についても、自家用乗用車に準じて税率区分の見直しを行う

※ 上表については、総務省税制改正資料より抜粋

《グリーン化特例》

電気自動車等を取得した場合における現行の軽課措置（翌年度の種別割▲75%軽減）等について、適用期限を3年延長することになりました。

●固定資産税（固定資産税の内容はP.39から掲載）

《主な税負担軽減措置》

長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る税額の減額措置を創設することになりました。